

日本原子力学会 標準委員会 システム安全専門部会 水化学管理分科会
第10回 PWR水化学管理指針作業会 議事要旨

1. 日 時：2013年10月7日（月）13：30～17：10

2. 場 所：電力中央研究所 第2会議室

3. 出席者：（敬称略）

委員）平野、荘田、渡辺、河村、寺地、石原、高橋（山下委員代理）、中野、都筑（北島委員代理）西村 以上10名

常時参加者）美濃

オブザーバー）久宗、上山（BWR水化学管理指針作業会委員）

4. 配布資料

【資料】

P11PWG-10-1：PWR水化学管理指針作業会新旧一覧表

P11PWG-10-2：第9回PWR水化学管理指針作業会議事要旨（案）

P11PWG-10-3：BWR/PWR水化学管理指針アクションレベル逸脱時の措置について（案）

P11PWG-10-4：水化学管理指針規定項目（PWR1次系 通常運転時、モード1、2）

P11PWG-10 参考：水化学管理指針規定項目（BWR－通常運転時－原子炉水）

5. 議事要旨

(1) メンバーの確認

委員10名が出席しており、決議に必要な定足数を満たしていることが確認された。

なお、平野主査より、本作業会を持って委員を退任したい。主査については、河村委員を推薦したいとの申入れがあり、作業会として了承した。

また、本作業会にオブザーバーとして久宗氏とBWR水化学管理指針作業会から上山委員が参加するとの説明があった。

(2) P11PWG-10-1：PWR水化学管理指針作業会新旧一覧表

渡辺幹事から、PWR水化学管理指針作業会新旧一覧表により、平野委員の退任、主査を平野委員から河村委員に変更するとの説明があった。

なお、平野委員の退任、主査の交代については、次回の水化学管理分科会での承認事項となる。

(3) P11PWG-10-2：第9回PWR水化学管理指針作業会議事要旨（案）

渡辺幹事から、第9回PWR水化学管理指針作業会議事要旨（案）の説明があり、コメント無く了承された。

(4) P11PWG-10-3 : BWR/PWR 水化学管理指針アクションレベル逸脱時の措置について (案)

中野委員が作成した、水化学管理指針アクションレベル逸脱時の措置について議論し、以下のとおり修正することとした。

- ① アクションレベル 3 の定義について、定義を明確にするために「プラント設備の健全性確保の観点から許容できない値」に修正する。
- ② アクションレベル 1 及び 2 については、文末カッコ内の許容時間設定に関する説明文を、削除する。

また、アクションレベル 3 の許容時間については、BWR と PWR で共通とすることとし、BWR 側に許容時間の設定を削除することを提案する。

(5) P11PWG-10-4 : 水化学管理指針規定項目 (PWR1 次系 通常運転時、モード 1、2)

PWR 水化学管理指針規定項目の記載について、P11PWG-10 参考 水化学管理指針規定項目 (BWR - 通常運転時 - 原子炉水) との記載との整合性の確認を行い、下記の対応することとした。

- PWR と BWR では炉型の違いにより運用方法、管理項目が異なることを整理する。(寺地委員)
- 分類の考え方の記述が、PWR と BWR で同様な pH 等において、PWR は管理項目、BWR は診断項目としているものがあり、記述の整理が必要である。このため、pH については BWR 側で記載内容を検討してもらう。また、溶存酸素濃度についても、PWR の記載を変更することができないので、BWR 側に記載内容の修正を依頼する。(中野委員)
- 管理項目と診断項目の定義は、タスクグループ報告書に記載の文言を参照する。
- 管理項目と診断項目の分類方法の説明するための補足資料として、分類のフロー図を作成する。(寺地委員)
- 電気伝導率と pH のアクションレベル 3 の設定値については注記とし、レベル 3 の値は不要である理由を明確にする。(寺地委員)
- 低溶存水素濃度管理を指向していることを、アクションレベル 3 の設定の考え方に追加する。(西村委員)
- PWR の分類の考え方で「管理項目として設定する。診断項目として設定する。」を BWR 側にあわせて「管理項目とする。診断項目とする。」に修正する。また、タイトルに (案) を追記する。(西村委員)

次回水化学管理分科会で用いる資料は、議事 (平野氏)、管理項目及び診断項目の分類の考え方 (寺地委員)、アクションレベル逸脱時の措置 (中野委員)、PWR 水化学管理指針規定項目 (西村委員) とする。

また、水化学管理分科会の規定項目をスムーズに説明するため、アンダーライン等で要点を明確にする。(寺地委員)

なお、次回水化学管理分科会で説明する規定項目については、各委員で記載内容を精査し、

精査した結果を 10 月 21 日までに西村委員までに連絡する。

(6) 次回の予定

次回の作業会は、11 月 18 日（月）13:30 より開催する。開催場所は、別途連絡する。

以 上